平成２３年（フ）第７２０７号
東京都豊島区上池袋１丁目11－５－301
債務者　有戸　浩正
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４３４号
東京都足立区足立４丁目32－２－101
債務者　岸本　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８２号
川崎市幸区小向仲野町９番５号　コーポ千種202、前住所川崎市幸区南幸町３丁目99番地グランシティ川崎1205
債務者　佐野多恵子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
静岡県富士市間門215番地の３、前住所静岡県富士市三ツ沢596番地の７
債務者　山本　都子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２０号
佐賀県藤津郡太良町大字多良3898番地５
破産者　桑子　俊浩
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２８６号
宮城県大崎市鳴子温泉字中屋敷67番地30
破産者　高橋　忠彦
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
秋田県大館市十二所字川代59番地４
破産者　吉原　　満
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３６号
岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀189番地４
破産者　川畑　廣志
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第７６号
埼玉県越谷市大字大林566番地６
破産者　大滝　　均
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
埼玉県八潮市大字木曽根717番地
破産者　青木　慎一
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
山梨県甲府市城東４丁目５番２号、破産開始決定時の住所山梨県甲府市下飯田３丁目13番８号
破産者　進藤　博久
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
奈良市法華寺町303番地の１　るねみぎわ303号
破産者　岡崎　佳菜
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
広島県福山市熊野町乙986番地６
破産者　佐藤商事こと　佐藤　悳郎
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２８２３号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目20番19－107号、前住所福岡県糟屋郡志免町志免３丁目10番６－503号
破産者　小松　博喜
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００号
福島市岡部字倉ノ内61番地の２
破産者　阿部　健一
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
福島県二本松市榎戸１丁目51番地７　佐藤貸家１号
破産者　岡崎　和夫
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
群馬県高崎市藤塚町270－７　アーバン萩原ＡＢＣ－Ａ101号室、住民票上の住所群馬県富岡市下高瀬201番地７
破産者　高橋　政樹
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７５号
埼玉県東松山市六反町５番地30　リリーハイツ201
破産者　野本　浩利
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部